

居宅介護支援重要事項説明書

[令和 7年 1月 16日現在]

1 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-449-8915

担当 介護支援専門員 (佐藤 新 小岩 典子 石部 雅代)

受付時間 月～金曜日 8:30～17:30

* ご不明な点は、ご遠慮なくお問い合わせください。

2 ケアサポートセンターもみじの概要

(1) 事業所の名称等

名称	ケアサポートセンターもみじ
介護保険指定事業所番号	居宅介護支援（指定事業所番号1171900317）
所在地	埼玉県戸田市笹目南町20-24-202
電話番号	048-449-8915
FAX番号	048-449-8916
通常の事業の実施地域	戸田市、蕨市、川口市、さいたま市

(2) 事業所の勤務体制

職 種	資格	勤務形態・人数
管理者	主任介護支援専門員	常勤 1名 (兼務)
介護支援専門員	介護支援専門員	常勤 1名 非常勤 1名

(3) 営業日・営業時間

営業日	月曜日から金曜日（土・日・祝日、12月30日から1月3日までを除く。）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

*なお、土曜日・日曜日・祝日・12月30日～1月3日は、携帯電話への転送にて用件を承ります。（都合により、留守番電話での対応になる事がございます。）

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

1	本人・家族または居宅介護支援事業所が、市町村の窓口に、要介護認定申請書を提出します。
2	保険者による訪問調査及び主治医による意見書の作成が行われます。
3	要介護認定審査会による要介護認定審査（判定）が行われ、その結果は通知されます。
4	居宅介護支援事業者による説明を受け、居宅介護支援の契約を行います。
5	本人・家族と介護支援専門員が相談し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。
本人・家族は、居宅サービス計画に基づき、介護サービス事業者よりサービスの提供を受けます。	

4 利用料、その他の費用の額

(1) 居宅介護支援の利用料

ア 基本料金

要介護認定を受けられた方の居宅介護支援の利用料金は、介護保険から全額給付されます
利用者負担額は、原則として無料です。

(地域区分別 1 単位の単価 戸田市 (5 級地) 1 0 . 7 0 円)

区分 (介護支援専門員 1 人当たりの利用者数)		要介護 1・2	要介護 3・4・5
居宅介護支援費 I i (40 人未満の場合)	40 人未満の部分	1 1 . 6 2 0 円	1 5 . 0 9 7 円
居宅介護支援費 I ii (40 人以上 60 人未満の場合)	40 人未満の部分	1 1 . 6 2 0 円	1 5 . 0 9 7 円
	40 人以上の部分	5 . 8 2 0 円	7 . 5 3 2 円
居宅介護支援費 I iii (60 人以上の場合)	40 人未満の部分	1 1 . 6 2 0 円	1 5 . 0 9 7 円
	60 人以上の部分	5 . 8 2 0 円	7 . 5 3 2 円
	60 人以上の部分	3 . 4 8 8 円	4 . 5 1 5 円

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

(サービスの実施による加算)

加算の種類	要件	利用料
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合	1 ヶ月につき 3 . 2 1 0 円
入院時情報連携 加算 I	介護支援専門員が病院又は診療所に訪問し、病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合	1 ヶ月につき 2 . 6 7 5 円
入院時情報連携 加算 II	介護支援専門員が病院又は診療所に訪問以外の方法により、病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合	1 ヶ月につき 2 . 1 4 0 円
退院・退所加算 I II III	病院等に入院し、入所していた利用者の退院、退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合	1 回につき 6 . 4 2 0 円 8 . 0 2 5 円 9 . 6 3 0 円
通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に、介護支援専門員が同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	1 ヶ月につき 5 3 5 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、病院等の医師又は看護師等とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	1 回につき 2 . 1 4 0 円
特定事業所加算 I	病院又は診療所の求めにより、病院等の医師又は看護師等とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	1 ヶ月につき 5 . 5 5 3 円
特定事業所加算 II	加算の体制要件、人材要件、重度要介護者等対応要件を満たす場合 1 月につき	1 ヶ月につき 4 . 5 0 4 円
特定事業所加算 III	加算の体制要件、人材要件、重度要介護者等対応要件を満たす場合 1 月につき	1 ヶ月につき 3 . 4 5 6 円
特定事業所加算 A	加算の体制要件、人材要件を満たす場合 1 月につき	1 ヶ月につき 1 . 2 1 9 円

ただし、保険料の滞納などにより、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて、介護保険法に定める居宅介護支援費の全額をいただき、当該事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

*それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費をご負担していただく場合があります。

なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をいただきます。

＝通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道20キロ未満 500円

片道20キロ以上 800円を請求します。

(3) 解約料

利用者の都合により解約した場合でも料金はかかりません。

5 サービスの終了

(1) お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

(2) 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

(3) 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合。
- ・ご利用者様がお亡くなりになった場合

(4) その他

ご利用者様やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

6 ケアサポートセンターもみじの居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ① お客様及びご家族様と面談して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

- ② 指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を提供し、お客様にサービスを選択していただきます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 指定居宅サービス等について保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、お客様から書面による同意を受けます。
- ⑤ その他居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。
- ⑥ お客様およびそのご家族と少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し面接を行い、経過の把握に努めます。
- ⑦ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。事業者の選定に当たっては中立公平に行います。
- ⑧ お客様の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化に応じて居宅サービス計画変更等、必要な対応をします。
- ⑨ お客様が介護保険指定施設への入院または入所を希望された場合、お客様に介護保険施設の紹介その他の支援をいたします。
- ⑩ お客様が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とお客様双方の合意をもって居宅サービス計画の変更をいたします。

(3) サービス利用のために

- ① 介護支援専門員の変更を希望される場合はお申し出ください。
- ② 調査（課題把握）の方法 ケアサポートセンターもみじ独自方式による。
- ③ 介護支援専門員への研修方法 随時実施しています。
- ④ ご利用者様の都合により解約することができ、解約料等の料金はかかりません。

7 サービス内容に関する相談、苦情

(1) 当社お客様相談・苦情担当

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担 当 管理者 佐藤 新 048 - 449 - 8915

(2) その他

当社以外に、市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会等に苦情を伝えることができます。

戸田市（健康長寿課） 048 - 441 - 1800（代表）

蕨市（介護保険室） 048 - 433 - 7835

川口市（介護保険課） 048 - 258 - 1110（代表）

さいたま市（高齢介護課/介護保険係）

048 - 620 - 2688（西区） 048 - 669 - 6068（北区）

048 - 646 - 3068（大宮区） 048 - 681 - 6068（見沼区）

048 - 840 - 6068（中央区） 048 - 856 - 6178（桜区）

048 - 829 - 6153（浦和区） 048 - 844 - 7178（南区）

048 - 712 - 1178（緑区） 048 - 790 - 0169（岩槻区）

埼玉県国民健康保険団体連合会（介護保険課：苦情対応係） 048 - 824 - 2568（代表）

8 ケアサポートセンターもみじの概要

〈名称〉 ケアサポートセンターもみじ
〈法人種別〉 有限会社 エム・ピー・ケアサービス
〈代表者役職・氏名〉 取締役 吉田 聡
〈本社所在地〉 埼玉県戸田市笹目南町20-24-202
〈電話番号〉 048-449-8915
〈営業所数等〉 居宅介護支援 1ヵ所 ケアサポートセンターもみじ
認知症対応型通所介護 1ヵ所 デイサービスセンターもみじ

説明日 令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面により、重要な事項を説明しました。

〈名称〉 ケアサポートセンターもみじ
〈法人種別〉 有限会社 エム・ピー・ケアサービス
〈代表者役職・氏名〉 取締役 吉田 聡 印
〈本社所在地〉 埼玉県戸田市笹目南町20-24-202
〈電話番号〉 048-449-8915
〈事業所名〉 ケアサポートセンターもみじ
〈介護保険指定事業所番号〉 1171900317
〈説明者〉

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援について重要な事項の説明を受けました。
利用者

〈住所〉

〈氏名〉

_____ 印

代理人 代理人を選任した場合（続柄 _____）

私は、本人の意思を確認し本人の代わり上記署名を行いました。

〈住所〉

〈氏名〉

_____ 印